

## 川崎市生物多様性推進検討会議設置要綱

(目的)

第1条 生物多様性かわさき戦略の推進に向けた必要事項を検討するために、川崎市生物多様性推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 生物多様性かわさき戦略について
- (2) 川崎市における生物多様性の保全に関する事業計画の調整について
- (3) 川崎市における生物多様性の保全に必要な情報交換について
- (4) その他川崎市における生物多様性の保全に必要と認められる事項について

(検討会議の構成)

第3条 検討会議は、別表第1に掲げる関係局の課長等で構成する。

(座長)

第4条 検討会議の座長は、環境局総務部長をもって充てる。また、座長は検討会議を招集し、その議長となる。

2 座長は、第1条の目的を達成するため必要と認める時は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング会議の設置)

第5条 検討会議には、生物多様性の現状や課題、具体的な施策等について、より詳細な調査・検討を行うため、別表第2に掲げる関係部局担当職員で構成するワーキング会議を設置する。

2 ワーキング会議の座長は、環境局総務部企画課長をもって充てる。また、ワーキング会議は、座長が招集し、その議長となる。

3 ワーキング会議の座長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議及びワーキング会議の庶務は、環境局総務部企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| 構 成 員（職 名）                  |
|-----------------------------|
| 総務企画局都市政策部企画調整課長            |
| 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長      |
| 財政局財政部財政課長                  |
| 経済労働局産業政策部企画課長              |
| 経済労働局都市農業振興センター農業振興課長       |
| 環境局脱炭素戦略推進室担当課長             |
| 環境局環境対策部地域環境共創課長            |
| 環境局環境対策部環境評価課長              |
| 環境局環境対策部環境保全課長              |
| 環境局環境総合研究所担当課長〔事業推進担当〕      |
| 環境局環境総合研究所担当課長〔地域環境・公害監視担当〕 |
| 健康福祉局総務部企画課長                |
| 健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長          |
| 健康福祉局保健医療政策部動物愛護センター所長      |
| まちづくり局総務部企画課長               |
| 建設緑政局総務部企画課長                |
| 建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課長       |
| 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長          |
| 建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園園長          |
| 建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所長          |
| 建設緑政局グリーンコミュニティ推進室担当課長      |
| 建設緑政局緑化フェア推進室担当課長           |
| 建設緑政局富士見・等々力再編整備室担当課長       |
| 建設緑政局道路河川整備部河川課長            |
| 港湾局港湾経営部経営企画課長              |
| 港湾局川崎港管理センター港営課長            |

|                     |
|---------------------|
| 上下水道局経営戦略・危機管理室担当課長 |
| 上下水道局下水道部下水道計画課長    |
| 教育委員会事務局学校教育部指導課長   |
| 教育委員会事務局青少年科学館館長    |
| 川崎区役所まちづくり推進部企画課長   |
| 幸区役所まちづくり推進部企画課長    |
| 中原区役所まちづくり推進部企画課長   |
| 高津区役所まちづくり推進部企画課長   |
| 宮前区役所まちづくり推進部企画課長   |
| 多摩区役所まちづくり推進部企画課長   |
| 麻生区役所まちづくり推進部企画課長   |
| 環境局総務部企画課長          |

別表第2（第5条関係）

| 構 成 員                   |
|-------------------------|
| 総務企画局都市政策部企画調整課         |
| 総務企画局行政改革マネジメント推進室      |
| 財政局財政部財政課               |
| 経済労働局産業政策部企画課           |
| 経済労働局都市農業振興センター農業振興課    |
| 環境局脱炭素戦略推進室             |
| 環境局環境対策部地域環境共創課         |
| 環境局環境対策部環境評価課           |
| 環境局環境対策部環境保全課           |
| 環境局環境総合研究所〔事業推進担当〕      |
| 環境局環境総合研究所〔地域環境・公害監視担当〕 |
| 健康福祉局総務部企画課             |
| 健康福祉局保健医療政策部生活衛生課       |
| 健康福祉局保健医療政策部動物愛護センター    |
| まちづくり局総務部企画課            |
| 建設緑政局総務部企画課             |
| 建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課    |
| 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課       |
| 建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園        |
| 建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所       |
| 建設緑政局グリーンコミュニティ推進室      |
| 建設緑政局緑化フェア推進室           |
| 建設緑政局富士見・等々力再編整備室       |
| 建設緑政局道路河川整備部河川課         |
| 港湾局港湾経営部経営企画課           |
| 港湾局川崎港管理センター港営課         |
| 上下水道局経営戦略・危機管理室         |
| 上下水道局下水道部下水道計画課         |
| 教育委員会事務局学校教育部指導課        |

|                  |
|------------------|
| 教育委員会事務局青少年科学館   |
| 川崎区役所まちづくり推進部企画課 |
| 幸区役所まちづくり推進部企画課  |
| 中原区役所まちづくり推進部企画課 |
| 高津区役所まちづくり推進部企画課 |
| 宮前区役所まちづくり推進部企画課 |
| 多摩区役所まちづくり推進部企画課 |
| 麻生区役所まちづくり推進部企画課 |
| 環境局総務部企画課        |